

ちいきせいかつしえん けいかくそうだんしえん  
地域生活支援センター365（計画相談支援）

じゅうようじこうおよ どういしよ  
重要事項及び同意書

この「重要事項及び同意書」は、当事業所と利用契約の締結を希望される方に対して、社会福祉法（昭和26年法律第45号）第76条及び「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定計画相談支援事業の人員及び運営に関する基準（平成24年3月13日厚生労働省令第28号）」第5条の規定に基づき、当事業所の概要や提供する指定特定相談支援の内容、契約を締結する前に知っておいていただきたいことを事業者が説明するものです。

いりょうほうじんしゃだんけいせんかい  
医療法人社団患宣会

ちいきせいかつしえん  
地域生活支援センター365

1 指定計画相談支援を提供する事業者について

事業者名称	医療法人社団恵宣会
代表者氏名	理事長 西村 一彦
法人所在地 (連絡先)	広島県竹原市下野町 650 電話番号 0846-22-0963
法人設立年月日	昭和60年2月4日

2 ご利用者への指定計画相談支援を担当する事業所について

(1) 事業所の所在地等

事業所名称	地域生活支援センター365
サービスの 主たる対象者	精神障害者
広島県指定 事業所番号	指定特定相談支援 3430700033号 (令和6年4月1日指定)
事業所所在地	広島県竹原市下野町 2402-1
連絡先 相談支援専門員	電話：0846-22-7655 FAX：0846-22-7656 携帯電話：090-1338-9932 相談支援専門員：石原 裕子・安宿 裕美・益田 明子 「主任相談支援専門員養成研修」修了者 石原 裕子 「精神障害者支援の障害特性と支援技法を学ぶ研修」修了者 石原 裕子・安宿 裕美・益田 明子
事業所の通常の 事業実施地域	竹原市、東広島市安芸津町
事業所が行う 他の指定障害 福祉サービス等	指定地域移行支援、指定地域定着支援 (平成31年4月1日指定) 竹原市委託相談支援、地域活動支援センター

(2) 事業の目的および運営方針

事業の目的	医療法人社団恵宣会が開設する地域生活支援センター365が実施する「障害者の日常生活および社会生活を総合的に支援するための法律（障害者総合支援法）」に基づき、基本相談支援および計画相談支援を行う指定特定相談支援事業の適正な運営を確保するために必要な人員及び管理・運営に関する事項を定め、利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立って適切かつ円滑な指定計画相談支援を提供することを目的とします。
運営方針	1 利用者が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるように配慮して行います。 2 利用者の心身の状況や環境等に応じて、利用者の選択に基づき、

	<p>地域生活に移行するための活動に関する支援、常時の連絡体制の確保、障害特性に起因して生じた緊急事態等に速やかに対応するなど、必要な支援を適切に行います。</p> <p>3 利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立った相談支援の提供に努めます。</p> <p>4 その他、関係法令を遵守し、事業を実施します。</p>
--	--

(3) 事業所窓口の営業日及び営業時間

営業日	月曜日から金曜日（土曜日・日曜日・祝日・盆・年末年始は休み）
営業時間	9：00～17：00（相談には事前の連絡をお願いします）
備考	上記の営業日・時間のほか、電話で24時間連絡が可能。

(4) 事業所の職員体制

職種	人員数	職務の内容
管理者	常勤兼務 1人	事業所職員の業務の管理、基準等遵守のために必要な指揮命令を行います。
相談支援専門員	常勤兼務 3人 うち1人 主任相談支援専門員	利用者の福祉に関する各種の問題に関する相談に 応じ、必要な情報提供および助言を行います。 サービス等利用計画の作成及び継続的なモニタリング等を行います。
事務職員	常勤兼務 1人	事業所運営に必要な事務を行います。

3 提供する指定計画相談支援の内容

(1) サービス利用支援

利用者等との面接やサービス提供事業者等との連絡調整を行い、サービス等利用計画を作成します。

【サービス等利用計画作成の手順】

1	サービス内容等に関する情報提供	サービス等利用計画の作成の開始にあたっては、利用者等によるサービスの選択に資するよう、地域の指定障害福祉サービス事業者等又は指定一般相談支援事業者に関するサービス内容、利用料等の情報を適正に提供します。
2	アセスメント	利用者の居宅等を訪問し、利用者及びその家族に面接を行い、利用者の心身の状況、その置かれている環境及び日常生活全般の状況等を把握します。これらの評価を通じて、利用者の希望する生活や利用者が自立した日常生活を営むことができるよう支援する上で解決すべき課題等の把握を行います。
3	サービス等利用計画案	把握された解決すべき課題等に対応するために、最も適切な福祉サービス等との組み合わせについて検討します。そして、利用者及びその家族の生活

の作成	に対する意向、総合的な援助の方針、生活全般の解決すべき課題、提供される福祉サービス等の目標及び達成時期、福祉サービス等の種類等を記載したサービス等利用計画案を作成します。
サービス等利用計画案の説明・交付	サービス等利用計画案の内容について、利用者及び家族に対して説明し、文書により利用者等の同意を得ます。また、サービス等利用計画案を利用者等に交付します。
サービス担当者会議の開催	支給決定等が行われた後に、支給決定等を踏まえてサービス等利用計画案の変更を行い、福祉サービス事業者等との連絡調整を行います。また、サービス担当者会議を開催し、サービス等利用計画案の内容を説明し、福祉サービス等の担当者から専門的な意見を求めます。
利用者等への説明	サービス担当者会議を踏まえたサービス等利用計画案の内容について、利用者又はその家族に対して説明し、文書により同意を得ます。
サービス等利用計画の交付	完成したサービス等利用計画を利用者又はその家族、福祉サービス担当者に交付します。

## (2) 継続サービス利用支援

モニタリング	利用者及びその家族、福祉サービス事業者等と継続的に連絡をとり、サービス等利用計画の実施状況を把握します。また、市町が決定したモニタリング期間ごとに利用者等との面接を行い、必要に応じてサービス等利用計画の変更、福祉サービス事業者等との連絡調整等を行います。また、新たな支給決定又は地域相談支援給付決定に係る申請の勧奨を行います。
サービス等利用計画の変更	サービス等利用計画を変更する際は、利用者の解決すべき課題の変化に留意しながら、原則として(1)1～3及び5～7に規定された業務を行います。
入所施設等への紹介又は地域生活への移行に関する情報提供等の援助	利用者が居宅において日常生活を営むことが困難となったと認められる場合又は利用者が指定障害者支援施設等への入所や精神科病院への入院を希望する場合には、施設等への紹介等を行います。また、指定障害者支援施設等からの退所や精神科病院から退院しようとする利用者から計画相談支援の依頼があった場合には、居宅における生活へ円滑に移行できるよう、障害福祉施設等と連携を図るとともに、必要な情報提供や助言等の援助を行います。

## 4 提供する指定計画相談支援の利用者負担額について

指定計画相談支援	相談に係る利用者の自己負担はありません。※
交通費	通常の事業の実施地域以外の地域の居宅等を訪問して指定計画相談支援を提供する場合は、必要な交通費をいただきます。 公共交通機関を利用した場合・・・交通費の実費 事業者の自動車を使用した場合・・・燃料代として300円 (竹原市、東広島市安芸津町以外)

※ 計画相談支援給付費について事業者が代理受領を行わない(利用者が償還払いを希望する)場合は、計画相談支援給付費(別紙)の全額をいったんお支払いいただきます。この場合、「サービス提供証明書」を交付しますので、「領収書」を添えて給付決定市町に計画相談支援給付費の支給を申請してください

## 5 交通費及びその他の費用の支払い方法について

交通費及びその他の費用について、計画相談支援を実施した日に、現金にてお支払いください。お支払いを確認しましたら、必ず領収書をお渡しますので、保管をお願いします。

また、計画相談支援給付費について市町より給付を受けた場合は、受領通知をお渡ししますので、必ず保管をお願いします。

## 6 指定計画相談支援の提供にあたっての留意事項

### (1) 市町の支給決定内容等の確認

指定計画相談支援の提供に先立って、障害福祉サービス等の支給決定を受けている場合は、受給者証をご提示いただき、指定計画相談支援の対象者であること、継続サービス利用支援のモニタリング期間、障害福祉サービス等の支給量・支給内容などを確認させていただきます。受給者証の住所、支給内容等に変更があった場合は速やかに事業者にお知らせください。

### (2) 担当者の決定等

指定計画相談支援提供時に、担当者を決定します。ただし、実際に相談支援を提供するに当たり、複数の職員が対応させていただくこともあります。また、担当者が交代する場合は、あらかじめ利用者に説明するとともに、利用者及びその家族等に対して相談支援提供上の不利益が生じないよう十分に配慮します。

利用者から特定の担当者を指名することはできませんが、担当者についてお気づきの点やご要望がありましたら、ご利用相談窓口等に遠慮なくご相談ください。

## 7 虐待の防止について

事業者は、利用者の人権の擁護・虐待の防止等のために、「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対するしえん等に関する法律」(平成23年6月24日法律第79号)に基づき、虐待の早期発見並びに国や地方公共団体が講ずる施策に協力するよう努めるとともに、下記の対策を講じます。

- ① 虐待防止に関する担当者と責任者を選定し、虐待防止のための対策を検討する委員会(虐待防止委員会)を定期的に開催し、その結果を従業員に周知徹底します。
- ② 成年後見制度の利用を支援します。
- ③ 従業者に対する虐待防止を啓発・普及するための研修を実施しています。

## 8 秘密の保持と個人情報情報の保護について

事業所の職員は常に利用者のプライバシーを尊重し、正当な理由無く仕事上知りえた個人の秘密を漏らしません。利用者には「個人情報取り扱に関する同意書」により同意してい

ただくことをお願いしています。

## 9 緊急時の対応方法について

指定計画相談支援の提供中に、利用者の病状の急変その他の緊急事態が生じたときは、速やかに医療機関へ連絡します。

## 10 事故発生時の対応方法について

利用者に対する指定計画相談支援の提供により事故が発生した場合には、速やかに県、市町、家族などに連絡を行います。

利用者へのサービス提供に伴って、事業所の過失により、賠償すべき事故が発生した場合には、速やかに損害賠償を行います。なお、事業所は損害賠償保険に加入しています。

## 11 身分証携行義務

指定計画相談支援事業者は、常に身分証を携行し、初回訪問時及び利用者または利用者の家族から提示を求められた時は、いつでも身分証を提示します。

## 12 記録の整備

(1)利用者等に対する指定計画相談支援の提供に関して、以下の記録を整備します。

- ① 福祉サービス等の事業を行う者等との連絡調整に関する記録
- ② 個々の利用者ごとに次に掲げる事項を記載した相談支援台帳
  - ・ サービス等利用計画案及びサービス等利用計画
  - ・ アセスメントの記録
  - ・ サービス担当者会議等の記録
  - ・ モニタリングの結果の記録
- ③ 利用者に関する市町への通知に係る記録
- ④ 利用者からの苦情の内容等の記録
- ⑤ 事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録

(2)これらの記録は指定計画相談支援完了の日から5年間保存し、利用者は、事業者に対して保存されるサービス提供記録の閲覧及び複写物の交付を請求することができます。

(複写等にかかる費用は実費を負担いただきます。)

## 13 苦情解決の体制及び手順

事業者は利用者又はその家族からの苦情・虐待の相談に迅速かつ適切に対応するために、相談を受け付ける窓口を設けます。また、障害者総合支援法により、市町及び都道府県から提供した事業について質問や調査の依頼があった場合には協力し、指導、助言を受けた場合には必要な改善を行います。

当事業所ご利用相談窓口 (要望・苦情解決・虐待防止)	担当者：安宿 裕美 責任者：石原 裕子	電話番号：0846-22-7655
-------------------------------	------------------------	-------------------

だいさんしゃい いん 第三者委員	かくもと まつき みんせい いん 角本 松樹 (民生委員)
たけはらしやくしよちいきさき すいしんか 竹原市役所地域支えあい推進課	しよざい ち ひろしまけんたけはらしちゆうおうちようめ 所在地：広島県竹原市中央五丁目1-35 でんわばんごう 電話番号：0846-22-2276
ひろしまけんふくし うんえいてきせいかい いん 広島県福祉サービス運営適正化委員 (ひろしまけんしゃかいふくしきようぎかい 広島県社会福祉協議会)	しよざい ち ひろしまけんひろしましみなみくひじやまほんまち 所在地：広島県広島市南区比治山本町12-2 でんわばんごう 電話番号：082-256-3419

れいわ ねん がつ にちげんざい  
令和6年4月1日現在

じょうきないよう  
上記内容について、「しょうがいしゃ にちじょうせいかつおよ しゃかいせいかつ そうごうてき しえん  
障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための  
ほうりつ ちと していはいかくそうだんしえん じぎょう じんいん せつびおよ うんえい かん きじゆん へいせい ねん がつ  
法律に基づく指定計画相談支援の事業の人員、設備及び運営に関する基準 (平成24年3月  
13日厚生労働省令第28号)」第5条の規定に基づき、りようしゃ せつめい おこな  
利用者へ説明を行いました。

この重要事項及び同意書の説明年月日		ねん がつ にち 年 月 日
じぎょうしゃ 事業者	じぎょうしよめい 事業所名	いりょうほうじんしゃだんけいせんかい ちいきせいかつしえん さんろくご 医療法人社団恵宣会 地域生活支援センター365
	せつめいしゃしめい 説明者氏名	印

じょうきないよう せつめい じぎょうしゃ う  
上記内容の説明を事業者から受け、指定特定相談支援サービスの提供開始に同意します。

りようしゃ 利用者	じゅうしよ 住所	
	しめい 氏名	印

別紙 利用者負担について（契約書第7条参照）

計画相談支援給付費（指定特定相談支援につき厚生労働大臣が定める基準により算定）

指定計画相談支援サービスに関する利用料金について、事業者が法律の規定に基づいて、

市町村から計画相談支援給付費額を受領する（法定代理受領）場合は、

利用者の自己負担はありません。

区分	報酬/加算名		げつがく 月額
基本 報酬	機能強化型サービス 利用支援費（Ⅱ）	<p>常勤専従の相談支援専門員1名以上配置を必須とした上で、地域生活支援拠点等を構成する複数の指定特定相談支援事業所で人員配置要件が満たされていることや、24時間の連絡体制が確保されていること</p> <p>① 常勤かつ専従の相談支援専門員を3名以上配置（うち1名以上が、現任研修修了者）</p> <p>② 利用者に関する情報又はサービス提供に当たっての留意事項に係る伝達等を目的とした会議の定期的開催</p>	19,140円
	機能強化型継続 サービス利用支援費 （Ⅱ）	<p>③ 24時間連絡体制の確保かつ必要に応じて利用者等の相談に対応する体制の確保</p> <p>④ 支援困難な事例を紹介された場合における計画相談支援等の提供</p> <p>⑤ 基幹相談支援センター等が実施する事例検討会等への参加</p> <p>⑥ 新規採用の全ての相談支援専門員に対し、相談支援従事者現任研修修了者の同行による研修の実施</p> <p>⑦ 一カ月間における支援提供件数が相談支援専門員一人当たり40件未満</p> <p>⑧ 協議会に定期的に参画し、関係機関等の連携の緊密化を図るために必要な取り組みを実施していること。</p> <p>⑨ 基幹相談支援センターが行う地域の相談支援体制の強化の取り組みに参加していること。</p> <p>⑩ 運営規程において、市により地域生活支援拠点等として位置付けられていることを定めていること。</p>	16,610円



加算	特別地域加算	中山間地域等に居住している利用者に対してサービス提供した場合	所定単位数の 15%
	利用者負担上限管理 加算（月1回を限度）	利用者負担額合計額の管理を行った場合	1,500円
	初回加算	新規にサービス等利用計画を作成する利用者に対してサービス利用支援を行った場合 月2回以上、利用者の居宅等を訪問し、利用者及びその家族と面接を行った場合（テレビ電話装置等の活用も含む。月1回は利用者の居宅等を訪問して面接する。）	3,000円
	主任相談支援専門員 配置加算（Ⅰ）	地域の相談支援の中核的な役割を担う指定特定相談支援事業所であって、主任相談支援専門員を事業所に配置した上で、当該主任相談支援専門員が当該事業所の従業者及びその他の相談支援事業所の従業者に対し、当該主任相談支援専門員がその資質の向上のため指導・助言を実施している場合	3,000円
	入院時情報連携加算	入院時に医療機関が求める利用者の情報を医療機関に提供した場合	3,000円 (訪問した場合)
			1,500円 (訪問以外の場合)
	退院・退所加算 (3回を限度)	退院・退所時に、医療機関等の多職種からの情報収集やカンファレンスへの参加を行った上で、サービス等利用計画を作成した場合	3,000円
	居宅介護支援事業所等 連携加算	介護保険の居宅介護支援事業者等への引継ぎに一定期間を要する者等に対し、次の①～③のいずれかの業務を行った場合 ①月2回以上、利用者の居宅等を訪問し、利用者及びその家族に面接する場合（テレビ電話装置等の活用も含む。月1回は利用者の居宅等を訪問して面接する。） ②他機関の主催する利用者の支援内容の検討に関する会議に参加した場合 ③他機関との連携にあたり、利用者の心身の状況等の必要な情報を提供する場合	3,000円 (①、②) 情報提供
			1,500円 (③) 情報提供以外

<p>医療・保育・教育機関 等連携加算 (面談、情報提供 (病院等、それ以外) はそれぞれで月1回、 通院同行は月3回を 限度)</p>	<p>①サービス利用支援の実施時において、医療、保育、 教育機関等の職員と面談を行い、必要な情報 提供を受け協議等を行った上で、指定サービス 利用支援(I)・指定継続サービス等利用支援(II)を 行った場合。 ②利用者が病院等に通院するにあたり、病院等を 訪問し、当該病院等の職員に対して、利用者の 心身の状況、生活環境等の利用者に係る必要な 情報を提供した場合。 ③福祉サービス等提供機関からの求めに応じて、 福祉サービス等提供機関に対して利用者に関する 必要な情報を提供した場合(病院及び訪問看護 の事業所、それ以外の福祉サービス等提供機関そ れぞれ月1回を限度とする。)</p>	<p>3,000円 (①-Ⅱ、②)  2,000円 (①-I)  1,500円 (③)</p>
<p>集中支援加算 (訪問、会議開催、 会議、情報提供 (病院等、それ以外) はそれぞれで月1回、 通院同行は月3回を 限度)</p>	<p>指定(継続)サービス利用支援を実施する月以外の 月において、次の①～⑤のいずれかの業務を行った 場合 ①障害福祉サービス等の利用に関して、利用者等の 求めに応じて、月に2回以上、利用者の居宅等を訪問 し、利用者及び家族に面接する場合(テレビ電話 装置等の活用も含む。月1回は利用者の居宅等を 訪問して面接する。) ②利用者本人及び障害福祉サービス事業者等が参加 するサービス担当者会議を開催した場合。 ③障害福祉サービスの利用に関連して、病院、企業、 保育所、特別支援学校又は地方自治体からの求め に応じて、当該機関の主催する会議へ参加した場合。 ④利用者が病院等に通院するにあたり、病院等を 訪問し、当該病院等の職員に対して、利用者の 心身の状況、生活環境等の利用者に係る必要な 情報を提供した場合(算定回数については、月3 回、同一病院等については月1回を限度とする。) ⑤福祉サービス等提供機関からの求めに応じて、 福祉サービス等提供機関に対して利用者に関する 必要な情報を提供した場合(病院及び訪問看護 の事業所又はそれ以外の福祉サービス等提供機関</p>	<p>3,000円 (①～④)  1,500円 (⑤)</p>

	の区分ごとにそれぞれ月1回を限度とする。)	
サービス担当者会議 実施加算	継続サービス利用支援の実施時において、福祉サービス等の担当者を招集して計画の変更その他必要な便宜の提供について検討を行った場合	1,000円
サービス提供時 モニタリング加算	継続サービス利用支援の実施時又はそれ以外の機会において、障害福祉サービス事業所等を訪問し、サービスの提供状況について詳細に把握した上で確認結果の記録を作成した場合	1,000円
行動障害支援 体制加算（Ⅱ）	強度行動障害支援者養成研修（実践研修）を修了した相談支援専門員を配置した上で、その旨を公表している場合	300円
要医療児者支援 体制加算（Ⅱ）	医療的ケア児コーディネーター養成研修等を修了した相談支援専門員を配置した上で、その旨を公表している場合	300円
精神障害者支援 体制加算（Ⅰ）	地域生活支援事業による精神障害者の障害特性及びこれに応じた支援技法等に関する研修を修了した相談支援専門員を事業所に配置した上で、その旨を公表している場合 利用者が通院する病院等における看護師（精神障害者の支援に関する一定の研修を修了した者に限る。）又は精神保健福祉士と連携する体制が構築されており、かつ、当該相談支援専門員により、精神障害者に対して現に指定計画相談支援を行っている場合	600円
ピアサポート 体制加算	ピアサポートの専門性について、利用者と同じ自線に立って相談・助言等を行うことにより、本人の自立に向けた意欲の向上や地域生活を続ける上で不安の解消などに効果があることを踏まえ、一定の要件を満たした場合	1,000円

<p>ちいき せいかつ しえん きよてん とう  地域生活支援拠点等  そうだんきょうかかさん  相談強化加算  (つき かい げんど  月4回を限度)</p>	<p>しょうがい とくせい きいん しょう きんきゅう じたい その他  障害の特性に起因して生じた緊急の事態、その他  きんきゅう しえん ひつよう じたい しょう 利用者  緊急に支援が必要な事態が生じた利用者  (ようしえんしゅ) たい、 (ようしえんしゅ) あるいはその家族か  (ようせい) ちと すみ していたんきにゅうしよじきょうしよ  らの要請に基づき、速やかに指定短期入所事業所に  たい とうがいようしえんしゅ かん ひつよう じょうほう ていきょう  対して当該要支援者に関する必要な情報の提供  およびりよう かん ちようせい おこな ばあい  及び利用に関する調整を行った場合</p>	<p>7,000 円</p>
--	---	----------------